

## 会 派 視 察 報 告 書

調査・研究テーマ	手話言語条例の制定過程について
目 的	新潟市議会ではどのように「手話言語条例」が制定されたのかを知る
内 容	<p>日 時：2019年8月19日（月）16時～17時          視察先：新潟市役所          参加者：阪本 克己、添野ふみ子、高柳 俊哉、土井 裕之、          傳田ひろみ、三神 尊志、小川 寿士、浜口 健司、          富田かおり、佐伯加寿美、出雲 圭子、松本 翔          説明者：新潟市議会事務局議事課課長 結城 辰男 氏          新潟市議会事務局議事課課長補佐 小川 浩一 氏          報告書作成者：松本 翔</p> 
概 要	<p>新潟市の「手話言語条例」は、全国的なろうあ協会の陳情行動を背景に、ある市議の地元の方から陳情を受けたことに発した。その後、その市議の呼びかけにより市民厚生委員会の委員を中心とした有志が集まり、2017年5月より学習会を継続して開催した。議事課は非公式にサポート。9月には条例制定に向けて議会で取り組むことを各会派に了承をもらい、2018年2月議会で所管事務調査が決定された。5月に県立新潟ろう学校へ現地視察。6月から作業部会が設置され、12回にわたって開催。委員会で参考人としてろうあ協会関係者から意見聴取。8月委員会視</p>

<p>概 要</p>	<p>察で、兵庫県加東市、明石市を視察。10月に例規審査を経て、12月定例会に委員会から条例案が示されパブコメ実施を決定。2019年2月定例会において全会一致で可決され、制定に至った。</p>
<p>所 見 ・ 成 果</p>	<p>まず、「手話言語条例」は、議員提案や委員会提案によって十分に制定できるものであり、そのためには、議員の熱意やリーダーシップが重要であることが明らかになった。一人の市議が陳情を受けたところからスタートし、委員会提案で「手話言語条例」を制定することができた。また、行政の失敗を含めた反省も条文に取り入れられていることから、行政サイドからの提案であれば書き込むことは難しかったかもしれない。</p> <p>次に、「手話言語条例」の対象をどこまでにするかの議論があったことも明らかになった。先進事例地の視察によって、手話に限定するか、コミュニケーション手段を含めさらに対象を広げるのかと議論が分かれたが、最終的に今まで議論を積み重ねてきた「手話」に限定することとなった。さいたま市が制定したノーマライゼーション条例に包括されていると理解することができるかもしれないが、手話を言語として明確に位置付ける「手話言語条例」は当事者の方にとってだけでなく、手話に対する理解を深めるためにも改めて重要であることがわかった。手話に対して、市や事業者への支援などを努力義務として規定したことによって、今後、事業が具体化することが期待できる。</p> <p>さらに、質疑応答において、新潟市では「手話」に特化したことで他団体から大きな批判を受けたことはなかったことが明らかになったため、さいたま市においても他団体の理解を得つつ同条例を制定することもできるということが示唆された。</p> <p>さいたま市においては、前任期より当事者団体からの要望をいただいております。今後条例制定を見据えた取り組みにつなげていきたい。</p>
<p>基本政策</p>	<p>7. 歳を重ねても障害があっても地域で暮らせるまち</p>